

◎ **特定建設作業の届出において特に注意して頂く事項**

- 1 届出者の氏名は元請者とし、法人にあってはその代表者の氏名とする。
- 2 届出書は、作業開始日の7日前(作業開始日は含まない)までに**2部提出**すること。
- 3 添付書類 ☆工事工程表 (特定建設作業実施期間を明記)  
☆周囲100m以内の付近見取図  
☆周囲100m以内の住宅等に配布する工事のお知らせ

[例] ○ ○建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

※添付書類は、八潮市公害防止条例の届出書に添付し、騒音規制法・振動規制法の届出書には、市条例の届出書に添付した旨を記載すれば、省略可能とする。

◎ **届出の必要な特定建設作業**

八潮市公害防止条例	騒音規制法(別表第2)	振動規制法(別表第2)
1 騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業	1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	1 くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
2 振動規制法施行令別表第2に掲げる作業	2 びょう打機を使用する作業	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3 くい打機を使用する作業	3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) ※さく岩機には、ブレーカーを含む。	3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4 インパクトレンチを使用する作業(空気圧縮機を用いるものに限る。)	4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
5 コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打込作業	5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45㎡以上)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)	
6 電動工具を使用するコンクリートはつり作業	6 バックホウ(定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	
7 動力源として発電機(10kW以上のものに限る。)を使用する作業	7 トラクターショベル(定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	
8 原動機(環境省から指定されているバックホウやブルドーザーも含む。)を使用する整地作業(300㎡以上のものに限る。)	8 ブルドーザー(定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	

(注) 1 定格出力: 1PS(仏馬力) = 0.7335kW  
2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー(低騒音型建設機械)は、下記の国土交通省のホームページの中の「騒音・振動対策」のページで確認できます。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)

【低騒音型建設機械の標識】



【超低騒音型建設機械の標識】



《届出についての問合せ》

八潮市役所 環境リサイクル課 環境保全係

TEL 048-996-2111 内線 338

# 騒音・振動の規制基準を守ってください

工事に先立ち、周辺の住民に工事内容や公害防止対策などについて説明を行うとともに、低騒音・低振動の機械や工法を採用するなどして、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。

## 規制基準

	区域区分	騒音規制法	振動規制法	
基準値	1号・2号	85デシベル	75デシベル	
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時		1号 区域
	2号	午後10時～午前6時		
最大作業時間	1号	10時間/日		
	2号	14時間/日		
最大作業日数	1号・2号	連続6日		
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日		
				第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域
				2号 区域
				工業地域 工業専用地域(騒音のみ指定)

- (注) 1 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用されます。  
2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。

## 各種くい打工法の規制対象一覧表

工法・機械名称				騒音	振動	備考
既製くい	直打工法	打撃工法	ディーゼルパイルハンマ	○	○	
			ドロップハンマ	○	○	
			パイルエキストラクタ	○	○	くい引抜に使用
			もんけん(人力を動力とするもの)	×	×	
			油圧ハンマ	○	○	
			エアハンマ	○	○	
		振動工法	パイプロハンマ	○	○	くい引抜にも使用
		圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(注)	×	くい引抜にも使用
	埋め込み工法	プレボーリング工法	アースオーガー+直打工法	×	○	先端打撃工法
		セメントミルク工法	アースオーガー+根固め	×	×	先端根固め工法
中堀工法		アースオーガー+直打工法	×	○		
現場造成くい (場所打くい)			オールケーシング工法(ベント工法)	×	×	
			アースドリル工法	×	×	
			リバースサーキュレーション工法	×	×	
			地下連続壁工法	×	×	

特定建設作業の規制 ○:対象 ×:対象外

(注) くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打機は規制対象外

このリーフレット及び各届出書の様式については、下記の八潮市のホームページの中の特設建設作業についてのページからダウンロードすることができます。

[https://www.city.yashio.lg.jp/kurashi/gomi\\_kankyo/kankyohozen/tokuteikensetsu.html](https://www.city.yashio.lg.jp/kurashi/gomi_kankyo/kankyohozen/tokuteikensetsu.html)